

レーダー又はその部分品

(4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)

輸出令別表第1の10の項(11)、省令第9条第十三号

貨物名：

メーカー名：

型及び銘柄：

パラメータシート

様式：9-13

CISTEC 2012.08.01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品か？	☐ はい (判定終了) (レ又はXを記入)	☐ いいえ	
(1) 二次監視レーダー又はその部分品	☐ (1)		
(2) 民生用自動車レーダー又はその部分品	☐ (2)		
(3) 気象レーダー又はその部分品	☐ (3)		
(4) 国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びその部分品	☐ (4)		
(5) 航空管制用の表示装置	☐ (5)	↓	
イ 40ギガヘルツ以上230ギガヘルツ以下の周波数範囲で 사용할 ことができるレーダー	☐ いいえ 周波数 (~ GHz) ←ロ項へ	☐ はい 周波数 (~ GHz) ↓	
(1) 平均出力が100ミリワットを超えるものか？	☐ いいえ 平均出力 (mW) ↓	☐ <u>はい</u> 平均出力 (mW) ↓	
(2) 距離の位置精度が1メートル以下であって、方位角の位置精度が0.2度以下のものか？	☐ いいえ 距離精度 (m) 方位角精度 (度) ↓	☐ <u>はい</u> 距離精度 (m) 方位角精度 (度) ↓	
ロ 同調可能な帯域の幅が中心周波数の12.5パーセントを超えるレーダーか？	☐ いいえ 帯域幅 (%) ↓	☐ <u>はい</u> 帯域幅 (%) ↓	
ハ 3以上の搬送周波数を同時に使用することができるレーダーか？	☐ いいえ 搬送周波数の数 (波) ↓	☐ <u>はい</u> 搬送周波数の数 (波) ↓	

レーダー又はその部分品

(P 2 / 5)

(4 及び 1 5 の項の中欄に掲げるものを除く。)

輸出令別表第 1 の 1 0 の項 (1 1) 、省令第 9 条第十三号

貨 物 名 :

メーカー名 :

型及び銘柄 :

パラメータシート

様式 : 9 - 1 3

CISTEC 2012. 08. 01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
ニ 合成開口レーダー (SAR)、逆合成開口レーダー (ISAR) 又は側方監視レーダー (SLAR) として使用することができるレーダーか?	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> (レ又は×を記入) ☐ SAR ☐ ISAR ☐ SLAR ↓	ニの回答欄 右側にチェックされた 場合は「 告 示貨物 」に 該当する
ホ 電子的に走査が可能なアレーアンテナを組み込んだレーダーか?	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> ↓	
ヘ 目標の高度を測定することができるレーダーか?	☐ いいえ ←ト項へ	☐ <u>は い</u> ↓	
ト 気球又は航空機に搭載するように設計したレーダーであって、移動する目標を検出するためにドップラー効果を利用するものか?	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> ↓	
チ 次のいずれかの技術を利用するレーダーか? (一) スペクトル拡散 (二) 周波数アジリティー	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> (レ又は×を記入) ☐ (一) ☐ (二) ↓	チの回答欄 右側にチェックされた 場合は「 告 示貨物 」に 該当する
リ 地上用のレーダーであって、計測距離が 1 8 5 キロメートルを超えるものか?	☐ いいえ 計測距離 (km) ←ヌ項へ	☐ <u>は い</u> 計測距離 (km) ↓	
・ 次のいずれかのレーダーか? (1) 漁場監視レーダー (2) 航空管制用に設計した地上レーダー (3) 気象用気球追尾レーダー	☐ <u>は い</u> (レ又は×を記入) ☐ (1) ☐ (2) ☐ (3) ↓	☐ <u>いいえ</u> ↓	

レーダー又はその部分品

(P 3 / 5)

(4 及び 1 5 の項の中欄に掲げるものを除く。)

輸出令別表第 1 の 1 0 の項 (1 1) 、省令第 9 条第十三号

貨 物 名 : _____

メーカー名 : _____

型及び銘柄 : _____

パラメータシート
様式 : 9 - 1 3

CISTEC 2012. 08. 01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
ヌ レーザーレーダー (ライダーを含む。) か？	☐ いいえ ←ル項へ	☐ は い ↓	
気象観測用のライダーか？	☐ は い ←ル項へ	☐ いいえ ↓	
(一) 宇宙用に設計したものか？	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u>	
(二) ヘテロダイン検波又はホモダイン検波の技術を利用し、かつ、角度分解能が 2 0 マイクロラジアン未満のものか？	☐ いいえ 検波技術 () 角度分解能 (マイクロラジアン) ↓	☐ <u>は い</u> 検波技術 () 角度分解能 (マイクロラジアン) ↓	
(三) 航空機を使用して測深による沿岸測量を実施するように設計したものか？	☐ いいえ ←ル項へ	☐ は い ↓	
・国際水路機関が定める水路測量に係る基準に照らして十分な精度を有しているか？	☐ いいえ ←ル項へ	☐ は い ↓	
・400ナノメートル超600ナノメートル以下の波長範囲で使用する一以上のレーザー発振器を用いるものか？	☐ いいえ ↓	☐ <u>は い</u> ↓	
ル パルス圧縮技術を利用するレーダーか？	☐ いいえ ←ヲ項へ	☐ は い ↓	ルの回答欄 右側にチェックされた 場合は「告示貨物」に 該当する
(一) パルス圧縮比が 1 5 0 を超えるものか？	☐ いいえ 圧縮比() ↓	☐ <u>は い</u> 圧縮比() ↓	
(二) パルス幅が 2 0 0 ナノ秒未満のものか？	☐ いいえ パルス幅(ns) ↓	☐ <u>は い</u> パルス幅(ns) ↓	

(P 4 / 5)

輸出令別表第1の10の項(11)、省令第9条第十三号

パラメータシート

様式： 9 - 1 3

CISTEC 2012.08.01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
ヲ 次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するレーダーか？	☐ いいえ ←*項へ	☐ は い ↓	
(一) 自動目標追尾の技術であって、次回のアンテナビームが通過する時点より先の時点における目標の未来位置を予測することができるものを利用するものか？ ・その技術は、衝突防止用のものであって、次のいずれかのものか？ (1) 航空管制用 (2) 船舶搭載用 (3) 港湾用	☐ いいえ ← (三) 項へ ☐ は い (レ又は×を記入) ☐ (1) ☐ (2) ☐ (3) ↓	☐ は い ↓ ☐ <u>いいえ</u> ↓	
(三) ヘ又ははりに該当する 1 のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、互いの距離が 1, 500 メートル以上離れている 2 以上のレーダーから得られる目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを 6 秒以内で行う技術を利用するものか？ ・海上交通管制用のレーダーか？	☐ いいえ 理由： ← (四) 項へ ☐ は い ↓ ☐ いいえ 理由： ←*項へ	☐ は い 理由： ↓ ☐ <u>いいえ</u> ↓ ☐ は い 理由： ↓ ☐ <u>いいえ</u> ↓	
(四) ヘ又ははりに該当する 1 のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に搭載したレーダーを含む 2 以上のレーダーから得られる目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを 6 秒以内で行う技術を利用するものか？ ・海上交通管制用のレーダーか？	☐ は い ↓	☐ <u>いいえ</u> ↓	

レーダー又はその部分品

(P 5 / 5)

(4 及び 1 5 の項の中欄に掲げるものを除く。)

輸出令別表第 1 の 1 0 の項 (1 1) 、省令第 9 条第十三号

貨 物 名 : _____

メーカー名 : _____

型及び銘柄 : _____

パラメータシート
様式 : 9 - 1 3

CISTEC 2012. 08. 01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
* イからヲまでのいずれかに該当するレーダーの部分品か？	☐ いいえ	☐ は い 該当項 []	該当項[] にニ、チ又は ルを記入さ れた場合は 「告示貨物」 に該当する。
判 定 結 果	☐ 非該当	☐ 該 当	
該 当 項 番 () 内に該当番号を記入する。 [] 「告示貨物」のとき [告示] と記入する。	① 輸出令別表第 1 の 1 0 の項 (1 1) ② 貨物等省令の条項等の番号等 省令第 9 条第十三号 ()() [] 同 条 同 号 ()() [] 同 条 同 号 ()() []		

注 1 . パラメータシートには、資料 (カタログ、仕様書等) を添付し、判定の根拠を明示すること。

注 2 . 回答欄右側の下線付の回答に一つもチェックされない場合は当該物が標記に非該当であり、
回答欄右側の下線付の回答に一つでもチェックされた場合は該当と判定される。

注 3 . 貨物の該非にかかわらず、役務 (プログラムその他の技術) が含まれている場合は、
様式 9 T - 2 についても判定を行うこと。

注 4 . レーダー又はその部分品については、併せて 1 5 項の判定が必要である。

注 5 . 「告示貨物」とは輸出令別表第 3 の 3 の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物に
該当するものをいう。

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成責任者 :	(作成年月日 年 月 日)
会 社 名	_____
所属・役職	_____
(フリガナ)	_____
氏 名	_____ 印
電 話	_____ (内線)